

心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 6 月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第56号

心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(掛金等の免除)</p> <p>第6条の2 加入者及び当該加入者と生計を一にする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該加入者の掛金の月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を免除する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(掛金等の免除)</p> <p>第6条の2 加入者及び当該加入者と生計を一にする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該加入者の掛金の月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を免除する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 災害その他やむを得ない事情により掛金を納付することが困難である場合として規則で定める場合 100分の30から100分の100までの範囲内で規則で定める割合</u></p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の心身障害者扶養共済制度条例第6条の2の規定は、平成23年3月分以後の掛金、加算掛金及び継続掛金について適用する。